

「協会の内部管理責任者等に関する規則」等の一部改正について（案）

令和 7 年 11 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 趣旨

「協会の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内管規則」という。）では、内部管理責任者等の資格要件を規定しているところ、社債や株式等に係る業務に従事する者については、原則として会員内部管理責任者資格試験の合格者であることを求めている。

一方で、特別会員における登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部门の管理職者の資格要件を定めた規定では、社債や株式等に係る業務に従事する者であっても、社債や株式等に係る業務についての試験問題を含まない特別会員内部管理責任者資格試験の合格者を資格要件を満たす者として認めている。

今般、現下の状況も踏まえ、特別会員における登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部门の管理職者の資格要件等を取扱商品に対応したものとするため、内管規則等の一部改正を行うこととする。

II. 骨子

1. 登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部门の管理職者の資格要件について、会員内部管理責任者資格試験の合格者に限ることとする。

（内管規則第 7 条第 1 項及び「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」別表 1）

2. 登録金融機関金融商品仲介行為に関する内部管理業務に従事する従業員について、努力義務の内容を定める。

（内管規則第 7 条第 2 項）

3. 登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部门の管理職者の資格要件について経過措置を定める。

（内管規則改正付則第 2 項及び「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」改正付則第 2 項）

4. その他所要の整備を行う。

（「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」別表 1）

III. 施行の時期

この改正は、令和●年●月●日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和7年11月18日（火）から同年12月17日（水）17:00 まで（必着）
- ② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：

〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号 日本証券業協会 規律審査部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=30>

(2) 意見の記入要領

件名を「協会の内部管理責任者等に関する規則等の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 規律審査部（TEL 03-6665-6778）

以 上

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 11 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（内部管理部門の管理職者等の資格取得） 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第 5 条第 2 号ロ<u>若しくは</u>ニに掲げる業務又は登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部門の管理職者にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。以下本項において同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第 5 条第 2 号ロ<u>若しくは</u>ニに掲げる業務又は登録金融機関金融商品仲介行為に関する内部管理業務に従事する従業員にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者）となるよう努めるものとする。	（内部管理部門の管理職者等の資格取得） 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第 5 条第 2 号ロ<u>又は</u>ニに掲げる業務に関する内部管理部門の管理職者にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。以下本項において同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第 5 条第 2 号ロ<u>又は</u>ニに掲げる業務に関する内部管理業務に従事する従業員にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者）となるよう努めるものとする。
付 則	
1 この改正は、令和●年●月●日から施行する。 2 特別会員においては、この改正の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間に限り、第 7 条第 1 項括弧書に規定するただし書の規定を適用しない。	

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 11 月 18 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

（別表 1）協会の内部管理責任者等に関する規則

規定（改正案）	規定（現行）	読替規定（改正案）	読替規定（現行）
（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務） 第 6 条 （ 現行どおり ）	（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務） 第 6 条 内部管理統括責任者は、第 4 条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部门の役員又は部長若しくは室長等の責任者（所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。）を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。	（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務） 第 6 条 （ 現行どおり ）	（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務） 第 6 条 （ 同 左 ）
2・3 （ 現行どおり ） 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。） <u>（定款第 5 条第 2 号ロ又は二に掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助</u>	2・3 （ 省 略 ） 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。	2・3 （ 現行どおり ） 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。） <u>（定款第 5 条第 2 号ロ又は二に掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助</u>	2・3 （ 同 左 ） 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。ただ

規定（改正案）	規定（現行）	読替規定（改正案）	読替規定（現行）
責任者にあつては、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。		責任者にあつては、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。ただし、本協会が別に定める日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に係る内部管理統括補助責任者の職務を行わせる場合はこの限りではない。	し、本協会が別に定める日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に係る内部管理統括補助責任者の職務を行わせる場合はこの限りではない。
5～9 （ 現行どおり ）	5～9 （ 省 略 ）	5～9 （ 現行どおり ）	5～9 （ 同 左 ）
（内部管理部門の管理職者等の資格取得） 第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格	（内部管理部門の管理職者等の資格取得） 第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格	（内部管理部門の管理職者等の資格取得） 第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格	（内部管理部門の管理職者等の資格取得） 第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格

規定（改正案）	規定（現行）	読替規定（改正案）	読替規定（現行）
試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。<u>ただし、定款第5条第2号ロ若しくは二に掲げる業務又は登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部門の管理職者にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）でなければ、その職務を行わせてはならない。	試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。	試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。<u>ただし、定款第5条第2号ロ若しくは二に掲げる業務又は登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部門の管理職者にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、本協会が別に定める日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理部門の管理職者の職務を行わせる場合はこの限りではない。	試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、本協会が別に定める日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理部門の管理職者の職務を行わせる場合はこの限りではない。
2（現行どおり）	2（省略）	2（現行どおり）	2（同左）

改 正 案 付 則	現 行
1 この改正は、令和●年●月●日から施行する。 2 特別会員においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、別表1「協会の内部管理責任者等に関する規則」第7条第1項括弧書に規定するただし書の規定を適用しない。	